



2026 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 大分銀行
代表者名 取締役頭取 高橋 靖英
(コード番号 8392 東証プライム 福証)
問合せ先 総合企画部長 河野 雅之
(TEL 097-534-1111)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の導入 に関するお知らせ

当行は、2026 年 1 月 26 日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の導入について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げることで、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026 年 3 月 31 日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 5 株の割合をもって分割いたします。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,693,634 株
今回の株式分割により増加する株式数	62,774,536 株
株式分割後の発行済株式総数	78,468,170 株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000 株

③ 株式分割の日程

基準日公告日（予定）	2026 年 3 月 13 日（金）
基準日	2026 年 3 月 31 日（火）
効力発生日	2026 年 4 月 1 日（水）

(3) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2026 年 4 月 1 日（水）を効力発生日としておりますので、2026 年 3 月 31 日（火）を基準日とする 2026 年 3 月期の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

なお、2026 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金は 2025 年 11 月 10 日の公表内容である 170 円から変更ありませんので、1 株当たりの期末配当金は 85 円を予定しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 1 日（水）をもって、当行定款第 5 条に定める発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

変更前（現行定款）	変更後
（発行可能株式総数） 第 5 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3 千万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 5 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1 億 5 千万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026 年 1 月 26 日（月）
効力発生日	2026 年 4 月 1 日（水）

3. 株主優待制度の導入について

(1) 導入の目的

株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当行株式の投資魅力を高め、より多くの方々に長期間保有していただくことを目的として、2027 年度より株主優待制度を導入いたします。

また、大分県の魅力発信に資する優待品を選定することで、地域貢献にも繋げてまいります。

(2) 株主優待制度の概要

① 導入時期

2027 年度より（2027 年 3 月 31 日を初回基準日とし、以降毎年 3 月 31 日を基準日とします。）

② 対象となる株主さま

毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記録された、1,000 株以上の当行株式を 1 年以上継続して保有されている株主さまを対象といたします。

※「継続して 1 年以上保有」とは、基準日を 3 月 31 日とし、9 月 30 日および 3 月 31 日の当行の株主名簿に、同一株主番号で連続して 3 回以上かつ 1,000 株以上の保有が記録されていることで判定いたします。

<例>2027 年度より導入するため、2026 年 3 月 31 日、同年 9 月 30 日、2027 年 3 月 31 日の 3 回連続で 1,000 株以上で記録されている株主さま。ただし、2026 年 3 月 31 日の保有株式数は株式分割前の分割比率に応じた保有株式数に置き換えて判定いたします。

③ ご優待内容

該当の株主さまに、毎年 6 月にお送りする株主総会招集通知に「優待チケット」を同封して送付いたします。専用サイトより、お好みの品をお選びいただけます。

保有株数	優待品
1,000 株以上 3,000 株未満	大分県、大分銀行に関わる優待品（特産品等） 4,000 円相当
3,000 株以上	大分県、大分銀行に関わる優待品（特産品等） 8,000 円相当

※上記優待品のほかに「社会貢献活動団体への寄付」の選択も検討しております。

※優待品の受付は、お客さまの利便性向上や円滑な業務運営の観点から専用サイトのみの対応となります。紙での受付は対応いたしかねますので、予めご了承ください。

④ その他

株主優待制度の詳細につきましては、改めて、ホームページ等でご案内させていただく予定です。

以 上

【ご参考】 株式分割に関する Q&A

Q1. 株式分割を行う目的は何ですか。

A1. 当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、投資しやすい環境を整えることで、当行株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

Q2. 株式分割によって所有株式数が増加しますが、資産の価値に影響を与えないのですか。

A2. 株式分割の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主の皆さまの所有株式の資産価値が変わるものではありません。所有株式数は 5 倍に増加しますが、1 株当たりの純資産額は 5 分の 1 に減少します。

Q3. 所有の株式数が増加するので、受け取る配当金も増加しますか。

A3. 株式分割によって保有する株式の数が 5 倍になることに伴い、1 株当たりの年間配当金は 5 分の 1 となりますので、株式分割によってお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。

Q4. 株主は何か手続きが必要ですか。

A4. 株主さまが当行やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q5. 株式の売買停止期間はありますか。

A5. 売買停止期間はございません。ただし、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は 2026 年 3 月 27 日（金）までとなります。2026 年 3 月 30 日（月）からは株式分割の効果が反映されたもののお取引となります。

Q6. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A6. 次のとおり予定しております。

2026 年 1 月 26 日（月）	取締役会決議日
2026 年 3 月 27 日（金）	現在の株価・保有株式数での当行株式売買の最終日
2026 年 3 月 31 日（火）	株式分割の基準日
2026 年 4 月 1 日（水）	株式分割の効力発生日
2026 年 4 月下旬	株主さまへ割当通知を発送

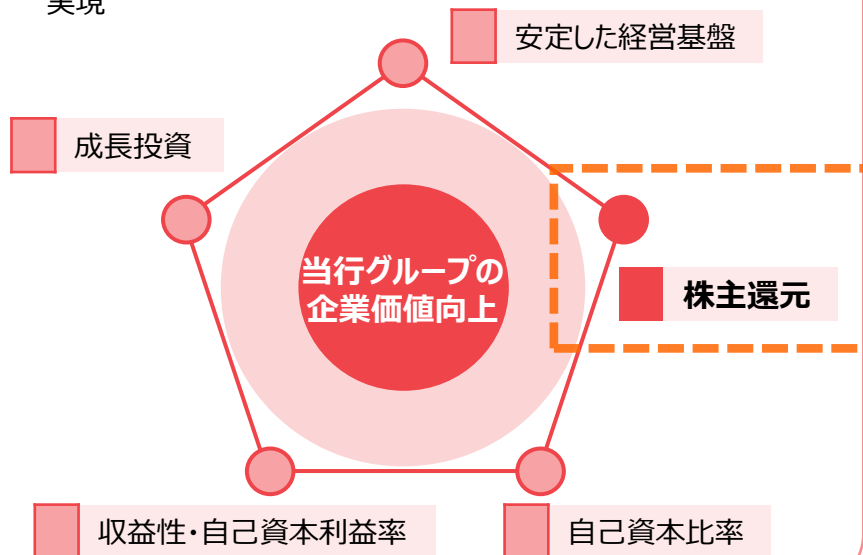
【株式分割に関するお問い合わせ先】

株式分割に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

企業価値向上に向けた資本政策の考え方

- 健全性を維持しながら、将来を見据えた成長投資と株主・投資家の皆さまへの利益還元の一層の充実を図ることで、企業価値の向上を実現



安定的な配当 (増配)

- 安定配当の継続実施を利益配分の基本方針として、**継続した安定的な配当を実現。**
- 2025年度の1株当たり年間配当金は、**前年度比で60円の増配となる170円**を見込む。

機動的な 自己株式取得

- 2024年度に10年ぶりの**自己株式取得を実施**。取得規模は14.5億円、**総還元性向は41.8%**。
- 2025年度においても、**2年連続で自己株式取得を実施**。取得規模は**10億円**、**総還元性向は38.9%**を見込む。

株式の流動性・魅力度を高める施策により、企業価値向上の基盤を強化

株式分割の実施（基準日：2026年3月31日）

- 1株につき**5株の割合をもって分割**。
- 投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げることにより、**投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、株式の流動性向上と投資家層の拡大**を図る。

株主優待制度の導入（導入時期：2027年度）

- 株主の皆さまの日頃からのご支援に対する感謝と**当行株式の投資魅力を高め、より多くの方々に長期的に保有していただくこと**を目的。
- 優待品は、大分県、大分銀行に関わる特産品等を選定し、**全国の株主の皆さまに大分の魅力を届ける**ことで、地域貢献にも繋げる。